

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等について（概要）

令和元年 8 月
危険物保安室

1 改正事項

（1）屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替

水張試験を適用しない補修溶接に係る規定を整備

- 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
- 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和 47 年通産省・運輸省・建設省・自治省令第 2 号）・同細目を定める告示（昭和 48 年 9 月 28 日通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第 1 号）

（2）水素スタンドを併設する給油取扱所の技術基準の見直し

停車スペースの共有化及び液化水素昇圧型ポンプの設置に係る規定を整備

- 危険物の規制に関する規則

（3）地下貯蔵タンク等の定期点検期間の弾力化

定期的な漏れの点検について、実施期限の終期に係る規定を見直し

- 危険物の規制に関する規則

（4）危険物施設の泡消火設備に係る合成樹脂管の使用

泡消火設備の配管・継手に合成樹脂製のものをを用いる場合の規定を整備

- 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 559 号）

2 施行日

公布の日（令和元年 8 月 27 日）